

文書2

面接する取締職員の業務

取締職員は、主に以下の働きかけを受け持ち、精神科医療及び精神保健福祉、薬務行政にかかわる職員、その他の関係者と協力し、対象者の社会復帰を支えます。

- 1 取締職員は、薬物乱用の未然防止を目的とし、対象者が覚せい剤等の規制薬物の入手先及び周辺薬物関係者と絶縁するように、対象者及び対象者の家族、知人に働きかけます。
- 2 取締職員は、規制薬物に関する違法行為を発見した場合は、直ちに司法的立場から逮捕等検挙手続を行おうとします。
- 3 取締職員は、対象者の状況把握をするため、精神科医療等の関係専門職に情報提供依頼をすることがあります。

以上を説明いたしました。

年 月 日

担当者氏名

— — — — — — — — — —
取締官との面接設定の依頼

取締官の業務に関する上の説明を受けました。
取締官と私が面接できるよう設定することをお願いします。

殿

年 月 日

氏名

住所

電話番号